

【部会論文】

広島の教育荒廃 —その実相に迫る—

秋光 民恵

1 はじめに

広島県の教育荒廃がすさまじい勢いで深刻化している。(1) 教育荒廃の実態はどうなのか。(2) なぜ短期間にここまで実態が深刻化したのか。(3) 広島の教育荒廃を招来せしめた意図・ねらいは何か。(4) 広島のめざした教育は何か。それを崩壊させようとしている勢力・背景は何か。(5) 広島の教育再生に向けて、私たちがなすべきことは何か。

以上の項目を内容として、以下の意見を述べてみたい。

2 広島の教育荒廃の元凶である「文部省是正指導」とは

2-1 「文部省是正指導」がこわした「職場の民主化」

1998年5月の「文部省是正指導」後、県教委は「管理運営専決事項」をタテに、それまでの制度・規則改悪を矢継ぎ早に実施した。それによって、各職場では、協議を重ね合意を形成していくという作風が否定され、「校長権限」の名の下、校長とそれに隸属する管理職によって、上意下達による指示・命令による学校運営が行われようとしている。従来の協議・合意形成の場であった職員会議は開催回数を1年に3回（全く開催しなかった校長もいる）程度にとどめ、連絡・伝達のみを内容とするよう県教委は「指導」を行っている。また各学校職場では、教職員の職種が役割分担に止まらず、序列化につながる傾向にある。このことは、「教職員は対等・平等な関係にあり、学校は全教職員の協業・分業による、民主的な運営がされなければ、児童・生徒一人ひとりの教育課題に、全教職員で取り組む態勢は機能しない」という「職場の民主化」の否定である。このように「職場の民主化」を阻害するために、「校長権限の自立」ということばが使われたのである。

2-2 「文部省是正指導」のねらい

このように「文部省是正指導」は、学校職場から、教職員間の対等・平等な関係を否定し、文部省（当時）－広島県教育委員会－校長・管理職－教職員という、指示・命令系統の固定化と徹底化によって、上位者の意向を有無をいわさず貫徹

させることをねらったのである。そのために、中央省庁に地方行政をコントロールさせるという、時代に逆行する施策を広島県教育委員会は強行したのである。それが「文部省は正指導」のねらいであった。

2－3 「文部省は正指導」が惹起した事件

しかしその強引なやり方は、当然のことながら職場を混乱させ、教職員の教育への創造性を奪っていった。それは、広島県高等学校教職員組合（以下「広高教組」）には県立学校施設を貸さない（会場使用不許可事件）、広高教組組合役員に特化した不当人事異動、「日の丸・君が代」の強制、とりわけ入学式・卒業式における「君が代」齊唱時の不起立を理由とする懲戒処分等の事件を、県教委は起こしている。それらは司法の判断を求めて、現在係争中である。しかしその審理過程において、県教委は「県民の信頼を得るために行った文部省は正指導によって、広島県教育は正常化された。よって、文部省は正指導は正しかった」とする主旨の主張を、くり返している。そして広島県労働委員会も裁判所も、「あれだけ県民の注目を浴びたのだから、文部省は正指導によって、広島県の学校現場が変えられるのはやむを得ない」とする判断をもっていた。

2－4 「文部省は正指導」は口頭で行われた

しかし、では「文部省は正指導」なるものは、いかなる文部省の文書（通知・通達の類）によって実施されたのか。文書主義である行政（広島県教育委員会）には、当然文部省の指示文書の類があるはずである。その文書の開示を、「君が代」齊唱時に不起立であったため懲戒処分を科せられ、その処分取消しを求めている裁判で迫っていった。

裁判所も私たちの主張を認め、県教委に文部省が県教委宛に出した「指導」文書を開示するように求めた。そこで県教委が裁判所に提出したのが、榎田好一教育次長の「報告書」である。その「報告書」で次のことが明らかになっている。

- (1) 文部省からの「指導は口頭が行われました。」
- (2) 「広島県教育委員会は、文部省から『実態を十分に把握していない』とされた事項を中心に、直ちに、文部省に様々な報告をしましたが、そうしたやり取りをする中で、13の是正指導項目とその内容が固まっていきました。」

これによると、文部省に対して広島県教委が「是正指導」すべき項目を具申し、それを文部省が「指導」という体裁を取ることで、広島県の教育に介入することに正当性を与えるとしたと読める。文部省からの「指導」のお墨付きを得た広島県教委は、「文部省は正指導」の名の下、広島県の教育現場に様々なことを押し付けてきたのである。

2－5 広島県教育委員会への「指導」と福山市教育委員会「指導」との違い

その思いを一層強く持ったのが、前記「報告書」に添付してある「別紙」資料である。広島県教委と同時期に、福山市教育委員会に対しても文部省「指導」が

行われているが、福山市教育委員会に対しては、文部省自身による「福山市の教育の現状等に関する調査」と題する報告まとめが出されているからである。中央省庁による、地方行政への直截な「指導」は、地方自治への介入を意味するため、文部省も福山市教委に対しては、「調査」に留めている。そしてその内容も「調査事項」と「調査結果」という記述に留まり、調査内容を淡々とまとめているに過ぎない。

一方広島県教委は、1998年5月21日の記者会見で「文部省指導の概要」と題する資料を配布し、「指導」13項目を挙げている。それがその後「文部省は正指導」と称され、学校現場に次々と「是正」のための具体施策が強行されていく根本の理由となった。いつ、だれが、「是正指導」という名称を使い始めたのかは定かではないが、強制力を持って広島県の学校現場を「是正」しなければならないと、あたかも文部省が「指導」しているとの意識を形成することに、マスコミを巻き込んで成功している。しかし、この「報告書」を読むと、広島県教委は「文部省は正指導」の名の下、広島県の教育を根底から覆すために、文部省の権力を利用したのであり、その先兵として文部省に天下り教育長派遣を要請したものと考えられる。

これを事実と考え、2006年9月12日に広高教組は、広島県教育委員長、教育長宛に「抗議と申し入れ」を行った。その中で、次のことを明らかにするよう求めた。しかし、県教委は回答を一切していない。

1. 「文部省は正指導」という名前は、広島県教育委員会がつけたのか。
2. 文部省（当時）が地方の教育委員会に「是正指導」として、労使関係にまで踏み込んだのは、どういう法的根拠に基づくものか。
3. 他に例を見ない「是正指導」を文部省が行ったにもかかわらず、その報告書を福山市教育委員会事案のように、自らが作成しなかったのはなぜか。
4. 「文部省は正指導」によって、職場での勤務を校長が一方的に命じるという、違法・不当な実態が全県に派生している。この実態を改善することが、労使関係を正常化する第一歩と考えるが、どうか。
5. 「文部省は正指導」によって、定員内不合格の急増・中途退学者・不登校生徒の急増等、極めて深刻な実態が、年々過酷になっている。それへの改善をどうするのか。
6. 「文部省は正指導」は、同和教育・平和教育を敵視し、その後、校務調整班が学校で実施された教育内容を、徹底点検・「指導」している。それは文部科学省の「人権教育の指導方法等の在り方について（第2次とりまとめ）」からしても、異例のことであると考えるが、いかがか。

3 「文部省是正指導」の目的と手段

3-1 その目的

1998年5月から、広島県教委は「文部省是正指導」という名の下、教職員を有無を言わざず上位者の指示・命令に従わせるための、学校体制づくりを強行してきた。その目的は、教育の国家統制にある。そのためには、教職員による合意形成を否定し、教職員間の序列化に本来役割分担であるはずの職種を利用したのである。それを実行するためには、「全ての教職員は対等・平等であり、職種によって教職員間を分断してはならない」として、「職場の民主化」をめざしてきた教職員組合（広高教組）が障壁であった。従って当時組織率94.8%であった広高教組の弱体化が至上命令となる。

一方、教育の国家統制を貫徹するためには、日本国憲法や教育基本法の掲げる、市民的権利の確立した、個人の集合体としての市民国家であってはならず、国家に隸属する人間こそが「望ましい国民」とならなければならない。すると、基本的人権を確立し、「個人の尊厳を重んじ」（教育基本法前文）る教育を実現しようとする解放教育は、まさに危険な教育と言わねばならない。従って、基本的人権について考えさせる解放教育や、戦争こそ最大の人権侵害であるとする平和教育の空洞化が画策されている。そして、人権問題で連携してきた部落解放同盟を学校から排除すること、平和教育の基底となる、アジア・太平洋戦争の真実を教えることを、偏向した教育内容として排除することに、徹底して県教委は取り組んだ。それは、2001年6月に広島県教委が出た「文部省（現文部科学省）是正指導報告書」の以下の「2 是正指導を受けるに至った背景・要因」に明確に述べられている。

2 是正指導を受けるに至った背景・要因

学校の教育活動及び管理運営は、法令等に則り、教育の中立性を確保しながら行わなければならない。

しかしながら、本県においては、県教育委員会が当面する課題の円滑な対応を優先するあまり、職員団体、同和教育研究団体及び様々な運動団体との交渉や話合いに応ずる中で、しばしば幾多の妥協を余儀なくされてきた。

これらのことも要因となって、学校における教育活動及び管理運営において、次第に法令等から逸脱、もしくはそのおそれのある状況が生み出されてきた。

学校の管理運営においては、教職員の勤務管理、職員会議、主任制等に係る課題などを生み出した。中でも、主任制については、昭和51年の主任の制度化に伴い、職員団体の反対闘争を受けて、教育委員会が職員団体と「協定」「覚え書」を交わしたり、命課に当たり、「主任等を命ずるに当たっては、職員会議の討議などを経て行うものとする。」という教育長訓令を定めたりしたことから、教育委員会や校長は、長くこれらに拘束されるととなった。

その結果、主任等の命課に当たり実質的に校長の意思が制約され、校務分掌との乖離や経験の浅い教諭が輪番制で命課されるなど、主任制本来の趣旨が徹底できないという状況

が続いた。

この他、校長権限が歪められた職員会議の運営、職員団体の学校分会による校内人事への介入、校長と職員団体の学校分会との間で交わされた不適正な勤務時間管理などに関する確認書などにより、多種多様な形で校長権限が制約され、法令等を逸脱する状況がつくりだされた。

また、教育内容面においても、学習指導要領を逸脱し、教育の中立性が侵されるなど、多くの課題を生み出した。

中でも、その背景には同和教育がすべての教育活動の基底にあるとした、いわゆる「同和教育基底論」により、一部の地域や学校において同和教育にさえ取り組んでいればよいといった風潮や、「総括」などの名の下に同和教育の視点から、学校教育の全体を点検・評価するなどの状況があった。また、昭和60年9月17日に当時の広島県知事、広島県議会議長、広島県教育委員会教育長、部落解放同盟広島県連合会、広島県教職員組合、広島県高等学校教職員組合、広島県同和教育研究協議会、広島県高等学校同和教育推進協議会によって作成された、いわゆる「八者合意」文書は、「連携」の名の下に職員団体、同和教育研究団体及び運動団体が学校内外で運動論に基づいた主張を展開することを正当化するような状況をつくった。これらのことから、学校における校長権限を著しく制約するとともに、法令等に逸脱した実態を生み出すこととなった。

さらには、平成4年2月28日、県教育委員会が職員団体及び運動団体に対して、国旗・国歌の実施を事実上制約する見解を示した、いわゆる「2・28文書」は、その後の本県における学習指導要領に基づいた国旗、国歌の適正な実施を阻害してきた。

(下線は著者)

ここには、労使で合意した事項を破棄するために、自らを無力な、主体性のない存在と規定し、被害者として自らを偽装することで現状否定をした、県教委の姿がある。

3-2 その手法

広高教組「2000年度闘いの総括」に以下のように、「文部省是正措置」の手法を述べている。

辰野教育長は、その責任交渉では、

- (1) 行政の継続性
- (2) 行政の独立性
- (3) 行政のセクト主義の克服

を確認していますが、その後の行政のあり方を見る時、辰野教育長にとって、まさに「組合ごときとの約束など遵守する気はなかった」ことが、次々と明らかになっています。具体的には、行政の継続性を徹底的に否定し、県議会文教委員会を組合弾圧のためのプロパガンダの場として利用したことです。例えば、「校長権限の自立」という偽看板を掲げながら、権力の意図を上意下達によって、貫徹させることをめざしてきました。

- (1) 職員会議を校長の補助機関とする。
- (2) 教職員の生活圏の確立と、労働権の安定確保のためには、デスク・ワークでは把握しきれない。そのために人事について適正に行なうことは、校長の責務であり、そのことの確認を「人事協定書」と称していたが、その「人事協定書」を「校長権限を制約する」という理由で結ばせない。結んでいる校長には「処分」を科す。その結果、人事が県教委の「人事異動方針」のように「責任ある組織的な学校運営体制の整備」ともならず、「教職員の職能成長を図るとともに、それぞれの特性や能力を十分に発揮できる学校づくり」ともなっていない。誰のための「人事異動」であったのかという、悲惨な状況を派生させている。まさに人事異動が懲罰的異動の側面が、大変色濃く出ている。
- (3) 卒業式・入学式における「日の丸・君が代」の実施を24時間県教委監視の下で強制をする。未実施校の校長には、処分を科す。
- (4) 広高教組に限定して県立学校の施設利用を認めない。
- (5) 上意下達の管理体制強化のために主任制を実働化させようとして、管理規則を改悪し、主任制にかかる「協定」・「覚書」を一方的に破棄する。
- (6) 超勤実態に対する「勤務軽減」としての「回復措置」の一部を行なう「組合活動」を違法として、処分・賃金返還を科す。
- (7) 当該年度・次年度組合役員に対して不意転人事を集中的に行なう。
等に辰野教育長の悪辣さと非人間的なやり方が現象しています。

そして、県教委の「指導」を徹底させるために、「校務調整班」を新設し、各県立学校を「訪問」しては、職員会議録から学級通信に至るまで点検し、校長を厳しく監視している。そのことを含めて、県教委の不当・違法行為の「是正」を求めて、2005年4月20日に次のような「抗議と申し入れ」を行った。これによって、「是正指導」の実態の一端を明らかにしたい。

2005年4月20日

広島県教育委員会

委員長 小笠原道雄 様
 教育長 関 靖直 様

広島県高等学校教職員組合
 執行委員長 秋光 民恵

抗議と申し入れ

平素は本県教育のためにご尽力いただき、感謝申し上げます。

さて、1998年の「文部省は正指導」以来、県教育委員会及び一部管理職による、広島県高等学校教職員組合の組合員に対する不当労働行為が、以下のように続発しています。

1. 人事委員会への「不服申立」や、公判中の裁判の原告・被告を排除するための「主任」の差替え
2. 教育部「校務調整班」による、正当な組合活動への介入・恫喝
3. 一部の校長による、地公法55条に則った正当な分会の交渉の拒否
4. 校長等による組合脱退の教唆・強要
 - (1) 教諭であり、組合加入有資格者である「主幹」「主任」「エキスパート教員」に対する、組合脱退の教唆・強要
 - (2) 組合員に対して、組合活動を誹謗中傷しての脱退の教唆・強要
5. 年度末人事における、組合役員を始めとした組合員に対する、不当・不利益な任用及び異動

とりわけ、年度末人事における教頭への任用については、以下の表のように、組合員を排除した人事となっていることが明白です。

年度末	新任教頭		組合員数	組合員登用率	当該年度の脱退（人数）
	総数	組合加入資格者			
1998	27	21	19	90.5%	
1999	23	14	13	92.9%	10月(1)
2000	40	27	20	74.1%	12月(1) 3月(1)
2001	31	26	13	50.0%	5月(1) 9月(1)
2002	35	29	10	34.5%	10月(1) 11月(1) 1月(1)
2003	36	26	5	19.2%	7月(1) 8月(1) 12月(1)
2004	21	12	0	0.0%	6月(1) 1月(1)

このように、1998年度末人事では新任教頭の内の90.5%が組合員であったものが、年度を追うごとに組合員からの登用率が漸減し、2004年度末では遂に、組合員からの登用率が0%という異常な実態となっています。

また、組合員であった職員が当該年度途中に組合脱退をしているという事実からも、組合員でないことが、教頭任用の条件とされていると考えざるを得ず、以下の「不当労働行為」を禁じた労働組合法第7条の趣旨に依拠した地方公務員法第56条に、明確に違反する行為と考えます。

地方公務員法第56条（不利益取扱の禁止）

職員は、職員団体の構成員であること、職員団体を結成しようとしたこと、若しくはこれに加入しようとしたこと又は職員団体のために正当な行為をしたことの故をもって不利益な取扱を受けることはない。

「法規・法令遵守」を厳に他者に求めるのであれば、県教委も自ら襟を正し、一日も早く健全な労使の状態に修復すべきです。

については、本年5月20日までに、以下の点について誠実に回答するとともに、高教組との交渉を早急に持つよう申し入れます。

記

1. 裁判権の侵害となる「主任」の差替えを是とすることの、法的根拠を示すこと
2. 教育部「校務調整班」による、正当な組合活動への介入・恫喝について調査すること
3. 地公法55条に違反して、正当な交渉を拒否する校長への指導を行い、厳正な処分を行うこと
4. 校長等による組合脱退の教唆・強要についての実態調査を行うこと
5. 教頭任用における、組合員排除の県教委方針を撤回すること

以上

4 広島県の教育実態

1998年5月からの「文部省是正指導」は何をもたらしたのか。それはすさまじい教育荒廃と、教育の創造性を奪われ、朝令暮改する校長の指示・命令にふりまわされて病気休職に追い込まれる教職員、定年退職を待たずに退職していく教職員を急増させるという、悲惨な実態を生み出している。

4-1 「広島県の教育実態」

1994年度から2005年度までの実態は以下の通りである。

広島県の教育実態

広島県教育委員会資料

年 度(4月～3月)	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
高校進学率 広 島 県 %	98.0	98.1	98.2	97.9	97.5	97.5	97.3	97.1	97.1	97.2	97.5	97.4
全 国 %	96.7	96.8	96.8	96.8	96.9	97.0	96.9	97.0	97.3	97.3	97.6	97.7
全 国 順 位	3	4	3	5	7	1 4	1 7	2 3	3 3	3 8	3 0	3 7
設 定 進 学 率 %	99.3	99.5	99.6	99.6	99.5	99.1	98.9	98.9	98.9	98.7	98.6	98.5
大学進学率 広 島 県 %	46.7	47.7	49.8	52.8	52.2	52.8	52.8	52.5	51.9	52.2	55.1	56.8
全 国 %	(46.5)	(47.5)	(49.5)	(52.4)	(51.8)	(52.3)	(52.2)	(51.8)	(51.1)	(51.3)	(53.6)	(55.2)
全 国 順 位	37	39	40	42	44	45	45	44	44	45	47	49
定員内不合格者数 人	0	0	0	0	30	150	328	542	385	578	517	478
中途退学者率 広 島 県 %	1.9	1.8	2.2	2.4	2.6	2.9	3.2	2.9	2.5	2.6	2.3	2.3
全 国 %	2.0	2.1	2.5	2.6	2.6	2.5	2.6	2.6	2.3	2.2	2.1	2.1
全 国 ワースト順位	20	25	22	21	14	3	3	6	6	3	7	6
中途退学者数 広 島 県 人	2,173	1,977	2,364	2,413	2,564	2,799	3,062	2,658	2,239	2,192	1,946	1,850
公 立 高 校 人	1,680	1,511	1,801	1,831	1,894	2,138	2,496	2,001	1,742	1,649	1,416	1,267
前年比増減 人	+140	-169	+290	+30	+67	+240	+358	-495	-259	-93	-233	-149
公 立 高 校 %	2.0	2.0	2.5	2.6	2.8	3.1	3.7	3.1	2.8	2.7	2.4	2.3
進路未決定者数 未決定者数 割 合 %	195	155	188	208	290	291	308	390	377	371	301	303
中学卒業者 人	36,884	36,161	34,286	35,363	34,331	33,811	32,652	31,620	30,231	29,896	25,627	27,941
不登校児童・生徒 小 学 校 %	0.18	0.17	0.29	0.31	0.44	0.48	0.46	0.47	0.49	0.49	0.43	0.44
全 国 ワースト順位	2 1	2 6	1 3	1 4	7	7	7	5	4	8	5	
中 学 校 %	1.11	1.14	1.40	1.72	2.39	2.92	3.06	3.25	3.35	3.31	3.12	2.98
全 国 ワースト順位	3 0	3 4	3 4	3 1	2 2	6	7	5	2	3	7	1 2
高 校 %											1.91	1.75
全 国 ワースト順位											15	19
在 任 教 育 長 名	寺 駒	木 曾	辰 野		常 盤							間

※ 大学進学率 ……………… () は、通常制課程の卒業生も含めた数値

※ 定員内不合格者数 ……定期制課程の定員内不合格者数も含んだ数

この実態は、解放教育を広島県の教育の基底とすることで、広島県の教育荒廃をくいとめてきたことを逆に明らかにしている。それは以下の理由による。

- (1) 広島県では、高校希望者全入をめざしてきた。それは憲法26条で保障された教育を受ける権利の実現である。その観点から全入協運動に広島県教職員組合（「広教組」）や広島県私学教職員組合連合（「私教連」）とともに取り組み、中学3年生の進路希望調査結果を基に設定進学率を設けさせていたのである。即ち、中学3年生の何%が高校進学を希望しているのか、また調査時点で未だ進路希望が未定の生徒が、高校進学を希望した場合の受け入れ枠はあるのか、等を県教委は検討していた。そして進路希望未定の生徒が、高校進学する場合の受け入れ枠も確保した上で、設定進学率と呼ばれる受け入れ枠を決めていた。その設定進学率は全入協運動の中で拡大を続け、ピーク時には99.6%に到達した。その枠で高校定員を、公立・私学で住み分けていた。その時は、実際の高校に入学した生徒の率（高校進学率）は、全国の上位に常に位置していた。

ところが、県教委は「文部省是正指導」後、高校設定進学率（受け入れ枠）を前年度実績により設定をした。すると、急速に高校進学率は下降し始め、2005年度は遂に全国第37位という、それまでの広島県の教育史上かつてない低位な実態となった。これは「やる気のない生徒は入学させる必要はない」「学校の方針に従わない生徒は入学させる必要はない」とする、適格者主義の考えに県教委が立ったからである。そして、議会も含めて、大人が「権利の主体者としての子ども」の存在を認めないからである。即ち「子ども」は大人の指示・命令によって、社会の規範を身につけるのだという管理教育の思想が、社会に蔓延し、この現状を肯定しているからである。

(2) この適格者主義は、毎年度中規模高校1校分の定員内不合格を出し続けてもいる。

私たち広高教組は解放教育の実践の中で、生徒が高校進学を希望していれば、全員受け入る。そして、3年間・4年間で生徒がそれぞれの自己実現の道を切り拓けるように、サポートをするのが教育であるという思想によって、高校入学定員枠がある限りは受け入れるべきであるとしてきた。そして遂に1994年度入試で、定員内の不合格者を全ての公立高校が出さなかった。

ところが「文部省是正指導」は、管理教育によって児童・生徒に支配・服従を強制することがねらいであるから、上位者の意向（しばしば「学校のルール」とか「校風」とか呼ばれる）に従うかどうかを生徒に迫っていく。そして従わない者をあらかじめ排除しようとする。そのことが、急速に定員内不合格が増加した要因である。一方解放教育によって、児童・生徒の生活課題（「背景」）を含めて、教育課題として取り組むべきであるとする考えを忌避していた教職員にとって、自らの指示・命令に従わない生徒を入学させなければ、「思い通り」の教育ができるという幻想を貫くことができる好機でもあった。しかしそれは、教職員に結果責任を負わせず、児童・生徒に学力不振の結果を「自己責任」とさせることを意味する。そのことによって、自らの教育の質を児童・生徒の現実から点検し続けるという、自省と謙虚さを教職員に失わせ、教育の画一化と硬直化を現象させている。即ち適格者主義は教育の自壊につながるのである。

しかし残念ながら、「文部省是正指導」後、広島県では学校の主人公は児童・生徒ではない。児童・生徒の自主性を「子どもの我儘」ととらえ、「我慢することを覚えさせることが、よき社会人への一歩」とする考えが支配的になりつつある。

(3) 高校における適格者主義は、小・中学における管理教育を一層強化させることになり、「学びからの逃走」とも言うべき「不登校児童・生徒数」を急増させている。

では、「文部省是正指導」以前に「不登校児童・生徒」はいなかったのかといえば、いた。しかし解放教育によって学校教育に集中できない、あるいは教育を困難にしていることは何かを教職員は知ろうとして、児童・生徒と常にかかわり、家庭にも出向いて問題の所在を探ろうともしてきた。ところが県教委は「文部省

是正指導」後、地域進出・家庭訪問に対する旅費支給を廃止したのである。さらには被差別部落生徒の子ども会活動への位置づけ、学習支援等も中止させたのである。そのことは、「同和教育」の出発である、学校に来れない児童・生徒の教育課題は「教室で教える」だけでは解決しない課題があることを学んできたが、それへの否定であり、「学校の授業が全て」とする自らのあり方を問うことの放棄であった。

(4) しかし、前記の実態は社会的にはほとんど問題にならないで、放置されている。そして「教育県広島の復活」というデマゴギーによって、大学進学の数値を上げることに県教委は躍起になっている。そのため憲法や教育基本法に違反してまでも、特定校を大学進学のためにエリート校化させ、教職員定数も予算も厚く措置してきた。にもかかわらず、大学進学率はその施策後も変わらない。

これは、全ての生徒の進路希望を丁寧に聞き取り、本当になりたい自分がめざす方向は何かを、生徒に模索させてきた解放教育を否定したからである。即ち、高校入学した時点で、生徒は自らがどうありたいのかつかんでいるわけではない。そして今までの被教育体験の中で、本当になりたい自分へのチャレンジをあきらめていたりもする。そんな生徒に改めて、なりたい自分になるために、今の自分をどうすればいいのかを問い合わせることで、未来が切り拓けることもある。その中には、「学力がない」といわれ続けてあきらめていた、大学進学という選択肢も含まれている。即ち広島県が大学進学率を上げるために、特定校のみを優遇するよりも、全ての高校で全ての高校生に、めざすべき道を見つけさせ、その方向への支援をしていた時の方が、例えば大学進学率が上がったのである。生徒が自己実現のために、目標に向かって努力する意欲を持つことが、将来のあり方に大きく寄与したことの証である。

4－2 教職員の実態

(1) 定年前退職（若年退職）の急増

①小中学校の定年及び若年退職者数割合（広島市を除く）

県教委調べ

		1997年度		1998年度		1999年度		2000年度		2001年度		2002年度		2003年度	
		人数	%												
校長	定年	89	86.4	61	77.2	58	81.7	69	83.1	68	78.2	70	71.4	68	74.7
	若年	14	13.6	18	22.8	13	18.3	14	16.8	19	21.8	28	28.6	23	25.2
	(計)	103		79		71		83		87		98		91	
教頭	定年	10	55.6	8	57.1	3	42.9	3	21.4	6	40.0	8	42.1	16	47.1
	若年	8	44.4	6	42.8	4	57.1	11	78.6	9	60.0	11	57.9	18	52.9
	(計)	18		14		7		14		15		19		34	
教諭	定年	35	33.0	15	17.6	21	21.9	19	18.8	25	23.1	20	14.4	24	11.2
	若年	71	67.0	70	82.4	75	78.1	82	81.2	83	76.9	119	85.6	189	88.7
	(計)	106		85		96		101		108		139		213	

②県立学校の定年及び若年退職者数割合

県教委調べ

		1998年度末		1999年度末		2000年度末		2001年度末		2002年度末		2003年度末		2004年度末		2005年度末	
		人数	%														
校 長	定 年	10	50.0	11	64.7	21	91.3	20	87.0	19	95.0	20	90.9	12	85.7	13	86.7
	若 年	10	50.0	6	35.3	2	8.7	3	13.0	1	5.0	2	9.1	2	14.3	2	13.3
	(計)	20		17		23		23		20		22		14		15	
教 頭	定 年	9	81.8	11	73.3	11	78.6	9	90.0	10	62.5	6	54.5	9	64.3	1	20.0
	若 年	2	18.2	4	26.7	3	21.4	1	10.0	6	37.5	5	45.5	5	35.7	4	80.0
	(計)	11		15		14		10		16		11		14		5	
教 諭	定 年	50	57.5	52	61.9	92	69.7	78	69.6	51	54.3	52	45.2	47	46.1	36	40.9
	若 年	37	42.5	32	38.1	40	30.3	34	30.4	43	45.7	63	54.8	55	53.9	52	59.1
	(計)	87		84		132		112		94		115		102		88	

※学校付を含む。教頭には部主事を含む。

校長の定年前退職がほぼ同水準で推移しているのに比べ、「教諭」は年々若年退職者が増加し、小・中学校では退職者の実に9割近くにまで上る。そして県立学校においてもその傾向が年々強まっている。

これは、県教委の求める「学校経営目標」を立てた校長が、その目標数値を達成するために、様々な無理難題を教職員に押し付けているからである。そして、「学校経営」が計画通り遂行されていることを立証するために、途方もない報告書の作成を、教職員は求められている。そして校長の中には、自らが訂正を求めたその訂正箇所を自らが又訂正する等という、その能力を疑うような現実も散見している。

こんな現実は、とりわけ児童・生徒と向き合うことが、教職員としてのあるべき自分であるとして取り組んでいる、良心的教職員を苦しめている。児童・生徒と向き合えない自分、教育に資するとも思えない膨大な報告書づくりの徒労感、そして一方で上昇志向ばかりの管理職と非組合員の増加という閉塞感等々によって、学校にはとほと嫌気がさして、退職している教職員もいる。そして、教職員として保障されている権利が行使できず、家庭生活との両立が困難となって、退職に追い込まれる女性教職員もいる。

そして県教委は、この実態を深刻に受け止めず、退職教職員の後任に、臨時的任用職員や非常勤職員を充てることで、人件費の削減をはかっている。そのため、児童・生徒の教育条件は劣化し続けているのである。

(2) 病気休職者の急増

年 度	休職者数（継続＋新規）			現職死亡者数 () 自死内数	校務災害 申請者数	通勤災害 申請者数
	精神性疾患	そ の 他	合 計			
1996	22(44%)	28(56%)	50	5(1)	43	9
1997	28(45%)	34(55%)	62	8	45	6
1998	23(40%)	35(60%)	58	11(1)	43	2
1999	23(43%)	31(57%)	54	8(2)	46	4
2000	31(54%)	26(46%)	57	8(1)	45	4
2001	28(44%)	35(56%)	63	11(3)	48	10
2002	24(39%)	37(61%)	61	10	46	8
2003	31(54%)	26(46%)	57	2(1)	52	6
2004	43(63%)	25(37%)	68	2	54	6
2005	37(63%)	22(37%)	59	5(1)	39	4

※2005年度については12月31日現在の数字

前記実態は、病気休職者を増加させる要因となっている。

とりわけ病気休職者の中で精神性疾患が占める割合が大きくなっているのは、学校における閉塞状況が深刻化していることの証拠である。

5 広島県への教育攻撃の背景にあるもの

広島の教育は、全ての児童・生徒に教育の機会を均等に保障する取り組みを行い、それを行政に保障させる運動を、部落解放同盟を始めとする労働組合・民主団体と取り組んできた。だからこそ、ねらわれたと言える。

5-1 臨時教育審議会答申の意味

1984年に中曾根内閣は臨時教育審議会答申（「臨教審答申」）を出させる。それによって、敗戦後の教育は180度の転換を迫られる。即ち臨教審答申では「公教育に対して国家が責任を負わない国民の自己決定、自己責任、自由な選択によってやりなさいと、市場原理に基づく競争原理を教育に導入するのだ」という考えがそこで打ち出されました。」（「危機を超えて共生社会へ」の中の「テーマ1 小泉構造改革と日本社会の危機」佐藤学）

それは公教育の縮小を意味し、市場原理に基づく競争原理の導入は「教育の自由化」と呼ばれた。しかし「文部省は、教育の平等が損なわれてしまうという理由で抵抗し、『教育の自由化』から、『教育の個性化』へとスローガンが変りました。」（「わが国の良質な教育環境を公共サービスの再生のために」東京大学大学院教授佐藤学）

5-2 経済同友会の「学校スリム化論」

1995年に「公立学校の機能は3分の1でいい、教育の機能の3分の2は、塾などの受験産業等の民間企業と地域のボランティアに任せればいいのだ」という『公教育スリム化論』が出ました。小渕内閣の時には『21世紀懇』ですね。」（「わが

国のあるべき教育環境と公共サービスの再生のために」)

5-3 財団法人・社会経済生産性本部（亀井正夫会長）による教育改革に関する報告書「選択・責任・連帯の教育改革—学校の機能回復をめざして—」

これは、1997年から3年間かけて議論したものを、前記報告書として刊行したものである。

この基底は「規制緩和・撤廃」と「自由化」である。即ち「規制」としての教育委員会制度や学習指導要領の廃止を提言している。そして、「規制撤廃」として学区制、高校入試等を上げ、国立大学の民営化等を挙げている。その代わりに学校を企業体として経営することを提案している。その具体は校長に人事権・予算執行権を付与し、経営者として学校経営することを求めている。さらに「規制緩和・撤廃」によって生じる学力不振の結果責任を家庭に負わすために、殊更に「家庭教育」「家庭の責任」の項を起こしている。それを示すために以下同報告書の目次を掲載する。

序にかえて

財団法人
社会経済生産性本部
社会政策特別委員会 教育改革に関する報告書
『選択・責任・連帯の教育改革
—学校の機能回復をめざして—』

第一部 教育を育む哲学と価値の創造

1 教育改革の基本姿勢

2 教育をはぐくむ哲学 4

2-1 学校の歴史を踏まえて 7

2-2 教育の哲学をもとめて 7

2-3 価値の教育をめぐって 9

3 教育の課題 11

3-1 時代認識 13

3-2 教育の基本目標 13

3-3 教育の満たすべき条件 13

第二部 学校の機能回復をめざして

1 改革の基本的な考え方

2 小・中学校の改革 22

2-1 学区制の廃止 22

2-2 入学者はこうやって決める 26

2-3 人數がばらついたらどうする 26

2-4 学校のリーダーシップを、校長に 31

2 - 2 - 2	競争原理は、子どもにやさしい	77
2 - 2 - 3	教師の人事権を、校長に	82
2 - 2 - 4	学校の予算権を、校長に	81
2 - 3 - 3	学校理事会をもうけよう	35
2 - 3 - 1	校長は、学校理事会に責任をもつ	41
2 - 3 - 2	学校理事会を、こうして選出する	41
2 - 3 - 3	学校理事会は、学校評議員ど二者が違う	41
2 - 4	校長にふさわしい人材を発掘しよう	41
2 - 5	教師の主体的な取り組みを支援しよう	44
2 - 5 - 1	学校を、教師が誇りの持てる場に	44
2 - 5 - 2	チャーター・スクールに学ぶ	89
2 - 5 - 3	教師の「運動の自由」を確保しよう	96
2 - 5 - 4	教師に、新たな身分保証を	98
2 - 6	教育のなまみの改革	52
2 - 6 - 1	成績の相対評価をやめ、絶対評価に	105
2 - 6 - 2	外部機関の到達度テストを活用しよう	107
2 - 6 - 3	クラス編成を自由に	111
2 - 6 - 4	個人にあわせたカリキュラムを	105
2 - 6 - 5	学習指導要領をなくし、現場の創意工夫を	105
2 - 6 - 6	午前に基礎科目を集中、午後は学校を地域に開放	116
2 - 7	不必要的会議・研究授業・事務書類を廃止する	116
2 - 8	義務教育の見直し	61
3	高等学校の改革	64
3 - 1	高校の経営権を、校長に	64
3 - 2	高校入学は無試験に	68
3 - 3	高校の学力認定のため、統一試験（高検）を取り入れよう	71
3 - 4	高検のなかみについて、具体的な提案	74

3 - 5	高検を、高卒資格にかえる	77
3 - 6	高校カリキュラムの多様化を	82
4 - 1	学生定員を廃止して、入試をなくそう	82
4 - 2	入学者を、こうして決めよう	85
4 - 3	奨学ローン、奨学金を充実させよう	89
4 - 4	企業も、大学改革を支援しよう	96
4 - 5	大学の流動性、機動性を高めよう	100
4 - 6	研究費を、公正な競争にもとづいて柔軟に配分しよう	102
4 - 7	国立大学の整理統合と、大学設置基準の自由化を	105
4	大学の改革	52
5	教育行政の新しい役割	52
5 - 1	文部省の役割	105
5 - 2	中央教育審議会などの方針について	107
5 - 3	教育委員会の整理縮小	111
1	家庭教育を考える基本的視点	116
1 - 1	提案の基本的視点	116
1 - 2	家庭教育の現状	118
2	家庭の責任	120
2 - 1	学校の選択	120
2 - 2	親の教育義務	121
2 - 3	学校経営と教育内容に対する最終責任	122

3	学校の説明義務と家庭の主体的選択	123
3 - 1	「インフォームド・コンセント」	123
3 - 2	効能	123
4	親の学校教育への参加	126
4 - 1	ボランティア	126
4 - 2	共同性の触媒	126
5	いわゆる「学級崩壊」現象について	128
5 - 1	「学級崩壊」の原因	130
5 - 2	先立つ提案より	132
5 - 3	暫定的な追加提案	133
6	就学前教育について	135
6 - 1	幼保一元化	135
6 - 2	一元化的効果	136

● 順談 知らない人とでも社会が作れるための教育を
大澤真幸・堤清二・橋爪大三郎 一九九九年八月二十四日

社会学者の切り口／歴史的使命を終えた義務教育／リアリズム
社会制度は変えられる——／戦後民主主義を選び直す／戦後日本は何を選択してきたのか／「アメリカ」の再認識／知らない人と社会をつくる能力を育てる／コミュニケーションを選択しつづけていくことの意義／選択の過剰と日本の困難

6 臨教審答申・経済同友会等の新自由主義教育施策がもたらしたもの

この検証を前記引用書物「危機を超える共生社会へ」の中の「小泉構造改革と日本社会の危機」と題する佐藤学東京大学大学院教授の講演から引用する。

1. 臨時教育審議会答申（「臨教審答申」）以来の新自由主義の教育施策は、「子どもたち」から希望を奪った。「1992年の高卒の求人数は165万人でした。10年後の2002年は15万人です。産業構造や社会の変化に応じて新しい社会参加の機会を保障すべきなのに、日本の経済はそれを怠ってきたため、実に若年労働市場の9割がわずか10年の間に消えてしまったわけです。これがフリーター・ニート問題です。」

2. 「教育改革」が危機をつくり出している。

(1) 「教育の危機の第一は、不平等の拡大です。競争の教育から共生の教育への転換を図るべき時に、受験産業は1996年に3割も収益を落としていたにもかかわらず、去年はこれまでの最大の収益を上げているのです。いわゆる学力低下論争とか、社会的不安・危機が強まっているために、否が応でも塾や教育産業にお金を払わなければいけない、こういう状況となっているのです。しかも、この出費はお金持ちと貧しい人との間では決定的な開きがあります。」

「貧しい世帯」が「現在54%のお金を教育費に費やさざるを得ない。」その根底には「子どもたちが生きていけないのでないかという不安」があるからである。

(2) 「第二に、学校教育の劣化というのは非常に著しいものがあります。」

「財源がないまま少人数学級を導入するものですから、日本中の学校でパートの非常勤教師が氾濫しているわけです。」

(3) 「第三は、実はこの20年の間に官僚主義だけは徹底してきたのです。」

「現在、『骨太の方針』では全国の学校に学力テストを導入し、子どもたちを競わせながら学校選択制度を導入するといっています。さらに、もっといいますと、バウチャー制度を導入するということが規制緩和の民間開放推進会議の中で提案されている。バウチャー制度というのは、いってみれば公教育費というものを全部チケットで渡して、公立学校を全部私立学校のように経営させる方式です。そうすると、現在もっているパブリックなセクター全体が市場的な競争のコントロール、いわば民間の一種の企業体のような形で推進されてしまう。」

そして佐藤学教授は、これらの事態の進行は、「やはり子どもたちの棄民化」であるとしている。

国有鉄道を民営化して、国民の財産が一部民間資本に叩き売られた。そして今公立学校の持つ国民の財産が、再び『公教育のスリム化』と『官から民へ』のデマゴギーの中で叩き売られようとしている。そして、憲法第26条第2項に明記されている、国の責務を改憲によって放棄しようとしているのが、財界の意向を受けている安倍政権の任務となっている。

7 今私たちにできること

「文部省是正指導」が、広島県の教育実態の荒廃と、教職員の疲弊を惹起させていることを述べた。そして、その背景にあるものを検討していくと、1984年の臨時教育審議会答申以来の新自由主義の教育施策に行きつく。

しかし新自由主義の教育施策は、アメリカではレーガン大統領によって、イギリスではサッチャー首相によって実行されたが、それは社会全体に大きな亀裂を生んでいる。そしてイギリスでは、その修復に膨大な費用を投じて、教育を再生させようとしている。一方アメリカでは、ブッシュ政権によって格差が拡大・固定しているため、警察・刑務所等という管理に膨大な費用を投じざるを得なくなっている。しかしそれは決して未来を切り拓くための、税金の使い方とは思えない。

今日本では、小泉政権の5年半によって、格差が拡大・固定し、社会基盤そのものを揺るがしている。そしてその後継者である安倍政権は、小泉「構造改革」の見直しを迫られているにもかかわらず、仮に「見直し」をしても小手先に終わらせるであろう。なぜなら、現在までの自公政権の教育政策は、イギリスのサッチャーアイズムの後追いだからである。そしてその安倍政権を支えているのは財界であり、その主張は、「選択・責任・連帯の教育改革」と題する前記報告書に具体に明らかにされている通りである。そのことを考えると、私たちは改めて憲法・教育基本法で保障する教育の機会均等が侵害されている事実に気づかされる。

それへの反転攻勢をかけるためには、私たちに起きていること、私たちの目の前の児童・生徒に起きていることを、ひとつひとつ丁寧に明らかにする必要がある。そしてその実態はなぜつくり出されたのかを明らかにし、変革を求めてたたかわざるを得ない。そのために、分裂し合うことなく、全ての子どもに未来を保障するための連帯が求められる。

(あきみつ たみえ：広島県高等学校教職員組合)